

令和3年7月30日

公益社団法人及び公益財団法人 代表者 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
総務課

「新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策」の実施について（依頼）

新型コロナ感染症については、大都市圏において感染者数の増加が継続しており、今後、夏休みやお盆など人の移動が活発化する中で、大都市圏の感染拡大が本県に及ぶ可能性が高く、県内においても感染者の急激な増加が懸念されます。

こうしたことから、これまでよりも早い段階で行動制限や施設の使用制限など強い対策を実施することにより、感染の拡大及び重症者、死亡者を最小限に抑え、早期に警戒基準値を安定的に下回る状態とすることを目指し、「新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策」に取り組むこととしました。

つきましては、各法人におかれましては、新型コロナ感染症の早期収束に向けて、「新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策」に基づき、感染拡大防止対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、上記の内容について、各法人の構成員の皆様にも周知してください。

担当 総務局総務課（公益法人担当）
電話 082-513-2246（ダイヤルイン）

新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策

1 趣旨

本年4月下旬からの感染拡大に対して、5月8日から7月11日まで集中対策を実施し感染状況を低い水準まで抑え込んだ。その後、県民・事業者に引き続き、基本的な感染防止対策の実践、緊急事態措置等実施地域との往来を最大限自粛することを要請するとともに、積極的疫学調査の徹底、PCR検査の集中実施などの取組を行っている。

全国の状況を見ると、4回目の緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されている首都圏や関西圏では、若年層を中心とした感染者数の大幅な増加が継続し、感染力がより強いとされるデルタ株への置き換わりも進んでおり、感染の拡大に歯止めがかかっていない。また、その他の地域でも感染者数は増加しており拡大基調にある。

本県におけるこれまでの感染状況に関する分析からは、

- ・大都市圏において感染が拡大し、数週間後に本県の感染が拡大する傾向があること
- ・広島市の感染者数は7割程度を占め、県内で先行して感染が拡大する傾向があること
- ・公表日を基準とした感染状況よりも実際の感染状況は悪化していること

が示唆され、他の都道府県の状況も含め「感染状況に応じた早期対応が感染のピークを低くし、対策期間の短縮、総感染者数の減少といった効果につながる」と考えられる。

現時点における感染状況はステージⅡであるが、今後、夏休み、お盆など人の移動が活発化する中、大都市圏の感染拡大が本県に及ぶ可能性が高い。また、新規報告者数のうち30歳代までが全体の6割を占めていること、この数日間、広島市の新規報告者数が増加する状況が見られることから都市部における感染者の急激な増加が懸念される。

(令和3年7月30日までの1週間の人口10万人当たり新規報告者数 全県：10.1人)

専門家からは、

- ・デルタ株等変異株への置き換わりから、今後、急速に感染が拡大する恐れがあり、飲食のほか職場、学校などで感染防止対策を今一度徹底すること
 - ・機を逸することなく早めに対策を講じ、集中対策はエリアを絞って行うとともに、これまでの対策と効果等を踏まえ強い対策とすべきであること
 - ・10歳代以下の感染者割合が高く、親世代から家庭内への感染が推察され、感染防止対策の再徹底やワクチン接種促進の呼びかけを行うこと
 - ・ワクチン未接種のうち比較的年齢の高い40～60歳代で基礎疾患を有する者は重症化リスクが高い傾向があり、かかりつけ医等を通じて注意喚起する必要があること
- などの意見がなされている。

こうしたことを踏まえ、これまでよりも早い段階で行動制限や施設の使用制限など強い対策を実施することにより、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を最小限に抑え、早期に警戒基準値を安定的に下回る状態とすることを目指し、集中的な感染拡大防止対策に取り組む。

2 早期集中対策の考え方

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、県対処方針という。）では、感染の拡大を最小限に抑えながら、社会・経済活動を継続することを基本としている。1で述べたこれまでの感染状況の分析から得られた知見を活かし、感染状況に応じてより早く対応を行うことで、感染の早期収束を図っていくこととする。

今回の早期集中対策は、次の表の「段階3（行動制限実施）」に当たるものであり、具体的内容（対策期間、要請事項、対象地域など）は、次項以下のとおりとする。

段階	目安	対応策
段階1（早期警戒段階）	県外流入指標が1（※1）	・ 県民へ強い注意喚起を発信
段階2（警戒段階）	広島市の感染状況が4.0人（※2）	・ PCR検査体制の強化 ・ 保健所長等へ積極的疫学調査の更なる徹底を要請 ・ 医療機関へPCR検査の更なる徹底を要請 ・ 県民、事業者へ感染対策の徹底を要請（基本的な感染防止の強化、PCR検査の積極的な受検、テレワークの強化など）
段階3（行動制限実施）	広島県の感染状況が10.0人（※2）	・ 集中対策を開始。 なお、広島県の直近1週間の人口10万人当たり新規報告者数が15人程度になると見込まれる日から、感染状況を考慮した上で、営業時間の短縮要請等の強い対策を実施

※1：東京都の感染状況（直近1週間の10万人当たり新規報告者数）×人流（東京都から広島県）＋大阪府の感染状況（同上）×人流（大阪府から広島県）

※2：直近1週間の10万人当たり新規報告者数

3 早期集中対策期間

令和3年7月31日（土）～9月12日（日）

別紙の「集中対策重点区域の住民、事業者への要請」に係る集中対策重点区域及び要請等を行う期間については、別に定める。

なお、感染拡大の状況に応じて新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく「まん延防止等重点措置」の実施を国に要請するほか、感染状況に十分な改善の見込みが見られない場合には、「緊急事態措置」の実施を要請するなど更なる対策の強化を図る。

また、感染状況の改善が認められる場合には、対策期間内であっても、要請事項（行動制限）の段階的な緩和や集中対策重点区域（別紙）の一部解除を行う。

4 県民、事業者への要請【全県】

県対処方針の「3 県民に対する要請」及び「4 事業者に対する要請」により、県民や事業者に対して、基本的な感染防止、業種別ガイドラインの遵守、感染リスクの高まる「5つの場面」への注意や十分な換気など、確実な実践を要請している。

(1) 人と人との接触機会の低減

人流の5割削減により接触機会を8割削減し、人と人との接触機会の低減を図るため、対策期間中は県対処方針の感染防止対策等の徹底に加え、法第24条第9項に基づき、次の事項を要請する。

ア 外出の削減

- ・ 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。
- ・ また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、混雑している場所や時間を避けるなど、可能な限り人と人との接触を避け、距離を置く（2メートル以上）ことを心がけること。

※外出の削減の対象としない場合の例

医療機関への通院、各種健診の受診、医薬品の購入、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など。

イ 職場への出勤等

- ・ 徒歩・自転車通勤、時差出勤などを促し、通勤時の人との接触を減らすこと。
- ・ Web会議やテレワークの活用により、事務所や事業所ごとの出勤者を7割削減することを目標とし実施すること。また、出勤者数削減の実施状況を公表し、取組を促進すること。
- ・ テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を7割削減することを目標とし実施すること。

(2) 飲食店の利用と感染予防

- ・ 同居する家族以外での会食等は控えること。ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、次に掲げる物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を1メートル以上もしくはマスク会食）、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしない。
- ・ 会食等を行う場合には、アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。また、「広島コロナお知らせQR」の利用のほか、飲食店が行う感染予防対策に協力すること。
- ・ 別紙による営業時間の短縮等の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

(3) 他地域への移動の自粛

- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛すること。また、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10人以上となっている地域との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。
- ・ これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮した行動を行うこと。事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えの検討などを行うこと。
- ・ 県内での移動について、別紙の集中対策重点区域との往来は、最大限、自粛すること。なお、通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

(4) 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

感染状況がステージⅢ若しくはⅣの状態にある場合には、県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

5 イベント等の開催要件【全県】

7月31日から8月3日までを周知期間とし、8月4日以降のイベントについては、「広島県におけるイベントの開催条件について」（令和3年8月4日適用）のとおり規模要件等を変更し、法第24条第9項に基づき、その要件に沿った開催を要請する。

6 早期集中対策に合わせた対応

(1) 感染者の早期発見と隔離

早期に感染者を捕捉し、入院病床や宿泊療養施設での適切な療養が行えるよう、次のとおり対策を行う。

- ・ 積極的疫学調査の徹底及びPCR検査の集中実施
- ・ 医療・療養体制の確保

(2) クラスター対策

クラスターの芽となる感染者の早期発見と収束のため、次のとおり対策を行う。

- ・ 医療機関や高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査の実施
- ・ 「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導
- ・ 学校や大学等への要請

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応を行うこと。

また、大学、高等専門学校等においては、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底に加え、会食等の注意喚起、学内や臨地での実習、寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を図ること。

集中対策重点区域の住民、事業者への要請

1 集中対策重点区域の設定

感染の地域的な抑え込み、全県への拡大防止のため、次の地域を集中対策重点区域として定める。

- ・広島市、三原市、廿日市市：令和3年7月31日（土）～9月12日（日）

2 集中対策重点区域の住民、事業者への要請

「4 県民、事業者への要請」に加え、法24条第9項に基づき、1により定める区域の住民、事業者に対して、次の事項を要請する。

（1）人と人との接触機会の低減

ア 外出の削減

20時以降の外出はさらに削減すること。

イ 職場への出勤等

住民に対して20時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き20時以降の勤務を抑制すること。ただし、社会機能維持に従事している者については、この限りでない。

※ 要請期間は、いずれも1に定める地域ごとの期間に同じ

（2）飲食店等に対する要請

地域的に感染を抑え込み、県全域への感染拡大を防止すること、マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し、集中対策重点区域内の酒類を提供する飲食店に対して、法第24条第9項に基づき、次のとおり営業時間の短縮を要請する。

併せて、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛することを要請する。

なお、県は、営業時間の短縮等の実効性の担保、業種別ガイドラインの遵守の徹底のため、関係機関と連携して、飲食店等に対して見回り活動を行う。

また、感染状況に応じてまん延防止のために必要な措置の要請等（法第24条第9項等）を行う。

【まん延防止に関する措置の例】

- ・従業員に対する新型コロナウイルスにかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
- ・新型コロナウイルスの感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- ・発熱その他の新型コロナウイルスの症状を呈している者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置、施設の消毒
- ・マスクの着用その他の新型コロナウイルスの感染の防止に関する措置の入場者に対する周知 など

要請内容	酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮（5時から 20 時までとする。ただし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）は 11 時から 19 時までとする。）										
要請期間	令和3年8月4日（水）～9月12日（日）										
施設の種類	食品衛生法上における飲食店の営業許可を受けている店舗のうち、酒類を提供する店舗（居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む。） ※宅配・テイクアウトサービスは除く。										
協力支援金 支給単価 (単位：万円)	- 希望者には、定額 25 万円の早期給付を実施。 - 早期給付受付期間：8 月 10 日～8 月 23 日 <table border="1"> <tr> <td></td><td>中小企業</td><td>大企業</td></tr> <tr> <td>時短</td><td>2.0～7.0／日</td><td>最大 19／日</td></tr> <tr> <td>休業</td><td>2.5～7.5／日</td><td>最大 19.5／日</td></tr> </table>			中小企業	大企業	時短	2.0～7.0／日	最大 19／日	休業	2.5～7.5／日	最大 19.5／日
	中小企業	大企業									
時短	2.0～7.0／日	最大 19／日									
休業	2.5～7.5／日	最大 19.5／日									
支給要件	「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録 - 通常の閉店時間が 20 時以降の飲食店 「飲食店営業」許可証をもっていること										

※感染状況の改善に伴い、営業時間の短縮を要請する期間を変更する場合がある。

（３）大規模施設等に対する働きかけ

施設に人が集まることによる人流を抑制し、人と人との接触機会の低減を図る必要があることを踏まえ、集中対策重点区域内の大規模施設等について、次のとおり営業時間の短縮等を働きかける。

この場合、協力金は支給しない。

・働きかけの期間：令和3年8月4日（水）～9月12日（日）

・働きかけの内容

施設の種類の	施設の例	働きかけの内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等	・5時から20時までの営業時間の短縮 - ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く
集会・展示施設	集会場又は公会堂、展示場 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	・イベントを開催する(映画館の上映含む。)場合は、21時までの営業時間の短縮
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	・施設内での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。）は、11～19時まで
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター 等	
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設は、上記（２）の要請に従うこと
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所 等	
サービス業（生活必需サービス除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	
結婚式場	結婚式場	

広島県におけるイベントの開催条件について

令和3年8月4日適用

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

「新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策」（令和3年7月30日 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定）期間中のイベントの開催条件については、次のとおり規模要件等を変更し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、その要件に沿った開催を要請する。

- ・人数上限を「5,000人」とする。（収容定員に収容率を適用した人数と5,000人のいずれか少ない方とする。）
- ・7月31日から8月3日までを周知期間とし、8月4日以降のイベントについて適用する。
ただし、8月3日までの間にチケットが販売されたイベントについては、周知期間終了時点までに販売されたチケットに限り上記の要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、周知期間中及び周知期間終了後、開催要件を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。
- ・21時以降の営業時間短縮を働きかける。ただし、無観客で開催されるイベントについては、働きかけの対象としない。
- ・業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、次の参加人数をめやすとして、イベントを開催することができる。

1 参加人数

次の（１）人数上限及び（２）収容率要件による人数のいずれか少ない方を限度とする。

（１）人数上限

① 収容定員が設定されている場合

- ・5,000人

② 収容定員が設定されていない場合

次の「収容率要件」 a, bにおける「収容定員が設定されていない場合」の例による。

（２）収容率要件

① 大声での歓声、声援などが想定されない場合

収容率の上限を100%とする。具体例は次のとおりである。

a 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

収容定員までの参加人数とする。

b 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする。
- ・収容定員が設定されていない場合は、密集・密接が発生しない程度の間隔（最低限、人と人とが接触しない程度の間隔）を空けることとする。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声、声援などが想定されないイベントの例】

音楽	クラシック音楽、歌劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲などのコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンスなど
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊など
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞など
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術など
講演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベントなど
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

② 大声での歓声、声援などが想定される場合

収容率は、次の具体例のとおりとする。

a 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

異なるグループ又は個人間では、座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席などの間隔を設けなくてもよい。この場合、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

b 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・ 収容定員が設定されている場合は、収容定員の50%までの参加人数とする。
- ・ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を空けることとする。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声、声援などが想定されるイベントの例】

音楽	ロックコンサート、ポップコンサートなど
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲など
公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレースなど
公演	キャラクターショーなど
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

2 感染防止対策

(1) 消毒の徹底等

出入口、トイレなどでの手指消毒、施設内のこまめな消毒、手洗いの奨励など

(2) マスク常時着用の担保

マスク着用状況を確認し、マスクを持参していない人がいた場合は主催者側で配付など

(3) 飲食の制限

飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底など

(4) 有症状者の出演、入場などを確実に防止

検温を実施し、発熱などの症状がある場合は、イベントへの参加を控えてもらうようにする。入場を断った際の料金払い戻し措置を規定する。有症状の出演者などは、出演・練習を控えるなど

(5) 参加者の把握

事前予約時又は入場時の参加者連絡先の把握、接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」の積極的活用、QRコードを入口に掲示すること等具体的な促進措置の導入など

(6) 大声を出さないことの担保

大声を出す人がいた場合、個別に注意・対応できるようにする。スポーツイベントなどでは、鳴り物の使用を禁止し、個別に注意・対応できるようにするなど

(7) 3密の回避

こまめな換気、入退場や休憩時間のロビー・トイレなどでの密集回避（時間差入退場、人員の配置、導線の確保など）、休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底、入場口・トイレ・売店などでの密集が回避できない場合は、その収容能力に応じて人数上限などを下回る制限の実施など

(8) 演者と観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者、選手などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある場合は開催を見合わせる。演者が歌唱などを行う場合には、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）など

(9) 交通機関、イベント後の打ち上げなどにおける3密の回避

イベント前後の公共交通機関、飲食店などでの密集を回避するため、交通機関、飲食店などの分散利用について注意喚起など

(10) ガイドラインを遵守する旨の公表

業種別ガイドラインに従った取組を行う旨をHP等で公表するなど

3 飲食の取扱いについて

飲食を伴うイベントについては、1(2)収容率要件の①「大声での歓声、声援などが想定されない場合」には該当しないものとして取り扱うが、必要な感染防止対策に加え、以下の条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援などが想定されない場合」として取り扱う。

(1) 食事時以外のマスク着用厳守

入場時の確認、必要に応じたマスクの配布・販売、イベント前の周知、イベント中の適切な監視体制の構築など

(2) 会話が想定される場合の飲食禁止

発声が想定される場面、会話があり得る場面での飲食禁止の徹底など

(3) 十分な換気

二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ測定機器等で当該基準の順守が確認できること、機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており実際に確保されていることなど（野外の場合は確認を要しない）

(4) 連絡先の把握

可能な限り事前予約制又は入場時の連絡先の把握、「広島コロナお知らせQR」のQRコードの入口への掲示等通知サービス導入に向けた具体的措置の徹底など

(5) 食事時間の短縮

食事時間短縮のための措置を講じるよう努めることなど

4 祭りなどの行事の開催について

祭り、花火大会、野外フェスティバルなどについては、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討・判断する。

イベントを開催する場合は、十分な人と人との間隔（1 m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

具体的には、次の条件を満たす場合「十分な人と人との間隔を設ける」ことができるものとみなす。

（1）身体的距離の確保

移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）、区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保など

（2）密集の回避

定点カメラ等による混雑状況のモニタリングと発信を行う、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場の実施など

（3）飲食制限

飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底など

（4）大声を出さないことの担保

大声を出す人がいた場合、個別に注意・対応できるようにするなど

（5）イベント前後の行動管理

イベント前後の感染防止の注意喚起、予約システム等の活用による分散利用の促進など

（6）連絡先の把握

可能な限り事前予約制又は入場時の連絡先の把握、「広島コロナお知らせQR」のQRコードの入口への掲示等通知サービス導入に向けた具体的措置の徹底など

5 事前相談

全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

その際、1（2）②の収容率を超えて実施する場合は、実績疎明資料を合わせて提出すること。

6 実施結果資料の提出

事前相談と合わせて、実績疎明資料を提出したイベントについては、イベント実施後に、実施結果報告書を県及び国の関係府省庁へ提出すること。

その他のイベントについては、感染者の参加や、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合は、結果報告資料を県及び国の関係府省庁へ提出すること。

7 催者による感染防止の取組等の公表

イベント参加者が1,000人以下など事前相談の対象とならないイベントにおいて、1（2）②の収容率を超えて実施する場合は、感染防止策チェックリスト、実績疎明資料、結果報告資料をHP等で公表すること。